

大分県大学図書館協議会会則に関する申し合わせ

制定 平成 9 年 4 月 1 日
改訂 平成 12 年 7 月 25 日
改訂 平成 14 年 8 月 9 日
改訂 平成 15 年 8 月 11 日
改訂 平成 16 年 8 月 10 日
改訂 平成 17 年 8 月 5 日
改訂 平成 22 年 9 月 30 日

1. 大分県大学図書館協議会会則（以下「会則」という）第 2 条第 1 項に規定する会員のほかに、生涯教育に寄与するための大学図書館の一般公開やコンピュータネットワークによる目録情報等の情報交換を推進するために、オブザーバーとして大分県立図書館に参加していただく。
2. 会則第 6 条第 3 項に規定する監査館の選出及び第 8 条第 1 項に規定する当番館は、下記の別表により規定するとおりとする。ただし、東九州短期大学は、申し出により当分の間上記輪番のメンバーに加わらない。
3. 会則第 12 条第 3 項に規定する会費は、毎年 5 月末日までに納入するものとする。

別表

年 度	当 番 館	監 査 館
平成 23 年度	大分工業高等専門学校	別府大学
平成 24 年度	大分県立看護科学大学	別府溝部学園短期大学
平成 25 年度	立命館アジア太平洋大学	日本文理大学
平成 26 年度	別府大学	大分県立芸術文化短期大学
平成 27 年度	別府溝部学園短期大学	大分工業高等専門学校
平成 28 年度	日本文理大学	大分県立看護科学大学
平成 29 年度	大分大学	立命館アジア太平洋大学
平成 30 年度	大分県立芸術文化短期大学	別府大学
平成 31 年度	大分工業高等専門学校	別府溝部学園短期大学
平成 32 年度	大分県立看護科学大学	日本文理大学
平成 33 年度	立命館アジア太平洋大学	大分県立芸術文化短期大学
平成 34 年度	別府大学	大分工業高等専門学校
平成 35 年度	別府溝部学園短期大学	大分県立看護科学大学
平成 36 年度	日本文理大学	立命館アジア太平洋大学